

<納税義務者または障害者の方がお亡くなりになった場合>

更新申立書の裏面「B. その他変更事項」欄（構造用の場合は、「4 その他特記事項」欄）にお亡くなりになった方のお名前、日にちをご記入ください。

また、次に記載の書類のうち、いずれか1点のコピーを更新申立書に添付してご提出ください。

【添付書類】 お亡くなりになった日にちが確認できる書類

（除籍謄本、住民票の除票、死亡診断書の写し ※いずれもコピー可）

自動車税の減免は、お亡くなりになった年度まで適用になり、翌年度以降は課税となります。

さかのぼって課税がある場合には、後日、都税総合事務センターから自動車税納税通知書をお送りします。

【記載例】（下肢等障害者用）障害者の方がお亡くなりになった場合

表面		提出用紙	
自動車税減免更新申立書（下肢等障害者用）			
東京都都税総合事務センター 所長 殿			
次のとおり減免の更新を申し立てます。			
対象の自動車 登録番号 練馬333や1234 登録年月日 平成24年4月1日 年 度 令和8年度		提出日: 令和 8 年 10 月 16 日	
登録番号 練馬333や1234 登録年月日 平成24年4月1日 年 度 令和8年度		納税義務者 (フリガナ) シュゼイ タロウ 氏名: 主税 太郎	
バーコード印字欄		連絡先: 03 - 5946 - XXXX	
※1. 各項目について、変更欄の変更「あり」又は「なし」を○で囲ってください。 ※2. 変更がある場合については、変更内容が確認できる書類を提出して下さい。提出書類については、裏面Aをご覧ください。 ※3. 納税義務者及び障害者の変更、減免を受ける自動車の変更については、この申立書では変更できません。新たに減免申請を行う必要あります。			
「あり」を○で囲ってください。			
納税義務者・障害者・運転者の住所・氏名について			
9月現在の内容			
納税義務者	住所 練馬区豊玉北6-13-10 氏名 主税 太郎	変更後住所記入欄(納税義務者の変更はできません)	〒
障害者	住所 練馬区豊玉北6-13-10 氏名 主税 花子	変更後住所記入欄(障害者の変更はできません)	〒
運転者	住所 練馬区豊玉北6-13-10 氏名 主税 太郎	変更内容記入欄(住所及び運転者の変更)	
※ 納税義務者と障害者が同一人である場合は、減免を継続して2km以内に居住する場合は、裏面Aを参考に変更内容が確認できる書類を提出してください。			

「2. 身体障害者手帳等について」は記入不要です。

裏面

B. その他変更事項

変更となった事項について、理由等を具体的にご記入ください。

令和8年5月30日 主税花子死亡のため

【記載例】（構造用）利用対象者の方がお亡くなりになった場合

自動車税減免更新申立書（構造用）

提出用紙

東京都都税総合事務センター所長 殿

提出日：令和8年10月16日

次のとおり減免の更新を申し立てます。

納税義務者：東京 太郎

住所：〒163-8001

新宿区西新宿2丁目8-1

対象の自動車

登録番号

八王子800や〇〇〇〇

登録年月日

平成21年4月1日

連絡先：00-0000-0000

「1 自動車の車体の形状について」
は記入不要です。

1 自動車の車体の形状について（該当する方にチェック☑してください。）

車体の形状

2 自動車の使用状況について（該当する方にチェック☑してください。）

☐ 車いす利用者のために使用している

☒ 車いす利用者のために使用していない（現在の使用状況を下記に記入してください。）

現在の使用状況

3 利用対象者について（該当する方にチェック☑してください。）

車いす利用者

住所	〒163-8001 新宿区西新宿2丁目8-1
氏名	東京 花子

☐ 上記の内容に変更なし

変更後の住所等
〒

☒ 上記の内容に変更あり

※ 車いす利用者の変更は、申立書ではできません（記入例「その他留意事項」参照）。

4 その他特記事項

令和8年5月30日 東京花子死亡のため